

心身障害者福祉タクシー事業(福祉タクシー券)のご案内

<目的>

外出困難な心身障害者の社会生活の利便を図るために福祉タクシー券を交付します。

1 対象

65歳未満で身体障害者手帳(下肢、体幹、移動機能、視覚、内部)1～3級、愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方。

※その他所得制限等条件ございますので、詳しくは区のHPまたは下記担当までお問い合わせください。

2 交付内容

福祉タクシー券は、1か月3,500円分(500円券6枚、100円券5枚)を、支給します。

福祉タクシー券は、支給決定後にご自宅に簡易書留でお送りします。

継続のための手続きは必要ありません。住所や障害状況が変わった場合、自動車燃料費への切り替えを行う場合は別途手続きが必要ですのでお問い合わせください。

下記の表の通り、申請した月により支給枚数は変わります。

4月	5月	6月	7月	8月	9月
42,000円分	38,500円分	35,000円分	31,500円分	28,000円分	24,500円分
10月	11月	12月	1月	2月	3月
21,000円分	17,500円分	14,000円分	10,500円分	7,000円分	3,500円分

3 利用方法

(1) 福祉タクシー券を利用できる方は、交付を受けた本人です。

※ 介助などのために付き添いの方が同乗する場合も利用できますが、本人が同乗しない場合は利用できません。

(2) 乗車できる区域は、東京23区・武蔵野市・三鷹市です。降車はどこでもできます。

(3) 利用できるのは、区と契約した「令和4年度 練馬区福祉タクシー契約事業者一覧」および「練馬区リフト付福祉タクシー契約事業所一覧」に記載されているタクシーです。

(4) 乗車の際に、「身体障害者手帳」「愛の手帳」「精神障害者保健福祉手帳」を提示すると1割引になります。一部対象とならない場合がありますので乗車前に必ずご確認ください。

(5) 乗車料金を支払う際は、福祉タクシー券を必要枚数に切り取って運転手に渡してください。

(6) 福祉タクシー券は、おつりが出ませんのでご注意ください。端数は現金にてお支払いください。

4 使用上の注意

(1) 福祉タクシー券は、他人に譲り渡すことはできません。

(2) 福祉タクシー券は再交付しませんので、取り扱いには十分気をつけてください。

(3) 福祉タクシー券の交付を受けた本人が、死亡または練馬区外へ転出したときはすみやかにタクシー券を下記担当まで返還してください。

(4) 令和4年度に交付する福祉タクシー券の有効期間は**令和4年4月1日～令和5年3月31日**です。有効期間を過ぎた券は使えませんので、すみやかに下記担当まで返還してください。

(問い合わせ先・担当窓口)

障害者手帳・愛の手帳をお持ちの方

〒176地域の方 練馬総合福祉事務所 福祉事務係 電話 5984-4612(直通)

〒177地域の方 石神井総合福祉事務所 福祉事務係 電話 5393-2817(直通)

〒178地域の方 大泉総合福祉事務所 福祉事務係 電話 5905-5274(直通)

〒179地域の方 光が丘総合福祉事務所 福祉事務係 電話 5997-7060(直通)

精神障害者手帳をお持ちの方 健康部保健予防課精神保健係 電話 5984-4764(直通)

※対象となる身体障害者手帳または愛の手帳と精神障害者手帳を両方お持ちの方は上記管轄の総合福祉事務所で申請をしてください。